

我孫子市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市開発行為等の規制に関する規則（平成13年規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（開発行為許可申請書の添付書類） 第 4 条 省令第16条第 1 項に規定する開発行為許可申請書には、法第30条第 2 項及び省令第17条に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。 (1)から(3)まで 略 (4) 工事施行者の能力に関する書類（<u>法第33条第 1 項第13号に掲げる基準に係る</u>開発行為の許可の申請の場合<u>に限る。</u>） (5) 略 2 前項第 3 号に規定する申請者の資力及び信用に関する書類は、次に掲げるもの（<u>法第33条第 1 項第12号に掲げる基準に係る開発行為以外</u>の開発行為の許可の申請の場合に	（開発行為許可申請書の添付書類） 第 4 条 省令第16条第 1 項に規定する開発行為許可申請書には、法第30条第 2 項及び省令第17条に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。 (1)から(3)まで 略 (4) 工事施行者の能力に関する書類（<u>主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う</u>開発行為（<u>開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものを除く。</u>）の許可の申請の場合<u>を除く。</u>） (5) 略 2 前項第 3 号に規定する申請者の資力及び信用に関する書類は、次に掲げるもの（<u>主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅</u>

あつては、第 1 号に掲げるもの) とする。 (1) から (3) まで 略 3 から 8 まで 略	<u>以外の建築物若しくは特定工作物</u> <u>で自己の業務の用に供するものの</u> <u>建築若しくは建設の用に供する目</u> <u>的で行う開発行為（開発区域の面積</u> <u>が 1 ヘクタール以上のものを除</u> <u>く。）</u>の許可の申請の場合にあつては、第 1 号に掲げるもの) とする。 (1) から (3) まで 略 3 から 8 まで 略
---	--

様式第35号（裏）中「市長」を「市町村長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。